

令和8年度
三股町子どもの明るい未来創造事業
業務委託募集要領

令和8年2月

三股町教育委員会
教育課 生涯学習係

1. 趣旨

三股町では、地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「三股町子どもの明るい未来創造事業」(以下「未来創造事業」という。)を実施するものとし、その業務の一部を民間に委託することから、業務委託募集について必要な事項を定める。

なお、未来創造事業は、次に掲げる事業をもって構成する。

- (1) 三股町学校サポート事業実施要綱に定める学校サポート事業
- (2) 三股町放課後子ども教室活動推進事業実施要綱に定める放課後子ども教室活動推進事業
- (3) 三股町土曜学習事業実施要綱に定める土曜学習事業

2. 事業の目的

未来創造事業を構成する3事業の目的は、次のとおり。

- (1) 学校サポート事業

三股町内の小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)と地域との連携体制の構築により地域全体で学校教育を支援する事業を推進することにより、教員及び地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果を子育てに活かす場の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。

- (2) 放課後子ども教室活動推進事業

三股町内の小学校の児童を対象に、授業の終了後及び休業日において、地域住民等の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を計画・実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。

- (3) 土曜学習事業

地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力により、土曜日等に地域の子どもを対象とした体系的・継続的な教育活動を企画・実施する取組みにより、地域の教育支援体制の構築を図る。

3. 委託事業の内容

未来創造事業を構成する3事業の委託業務内容は次のとおり。

- (1) 学校サポート事業

事業の総合的な調整役を担う者としてコーディネーターを1人配置し、小・中学校の要請に基づく次に掲げる活動に必要なボランティアの確保及び配置並びに学校及びボランティアとの連絡調整を行う。

- i) 教育活動支援
- ii) 花壇及び樹木の整備等の校内の環境整備
- iii) 登下校時における子どもの安全確保に係る活動
- iv) クラブ・部活動の指導
- v) 学校行事の運営支援
- vi) その他、学校サポートに関して必要な活動

- (2) 放課後子ども教室活動推進事業

三股町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定して設置した小学校区または地域の放課後子ども教室(以下「指定子ども教室」という。)に、児童への「学びのきっかけの提供」を目的にコーディネーター及び教育活動推進員並びに教育活動サポートーーを配置し、地域住民や民主団体・民間企業等の協力を得ながら学習プログラムの開発とその提供を行う。

さらに、地域協力者の確保等放課後子ども教室の質・量を上げるために必要な事業を実施する。

具体的な内容は、次のとおり。

ア) 指定子ども教室と実施内容（基準）

No.	指定子ども教室	実施日 上段…学校実施日 下段…長期休業日	実施時間	主な活動場所	登録児童	
					対象児童	定員
1	宮村小学校区	週 2回	下校時～ 午後 5時 30分	第3地区分館	1～6年	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午			
2	長田小学校区	週 2回	下校時～午後 5時	小学校施設	1～6年	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午			
3	梶山小学校区	週 2回	下校時～午後 5時	小学校施設	1～6年	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午	小学校施設		
4	三股西小学校区 1 (中原・稗田・下新・ 今市・花見原)	週 1回	下校時～午後 5時	小学校施設	1～4年(主 に1、2年)	20人
		週 1回	下校時～ 午後 5時 30分	花見原地区 コミュニティセンター	1～4年(主 に3、4年)	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午	小学校施設等	上記の児童	
5	三股西小学校区 2 (東植木・西植木)	週 1回	下校時～ 午後 5時 30分	西植木地区 コミュニティセンター	1～6年(主 に1～3年)	20人
		週 1回			1～6年(主 に4～6年)	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午		上記の児童	
6	勝岡小学校区	週 2回	下校時～ 午後 5時 30分	第6地区分館	1～6年	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午			
7	三股小学校区	週 1回	下校時～ 午後 5時 30分	三股町研修セ ンター(仲町)	1～6年	20人
		週 1回	下校時～ 午後 5時 30分		1～6年	20人
		週 2回程度	午前 9時～正午		上記の児童	

※実施内容（基準）を見直す場合は、教育委員会と協議のうえで変更すること。

イ) 指導者

放課後子ども教室の指導責任者としてコーディネーターを置き指定子ども教室を担当する。

各放課後子ども教室の運営に際して、教育活動推進員、教育活動サポートーを置く。なお、従事者数は、No.1 からNo.3 の指定子ども教室については、それぞれ教育活動推進員1人、教育活動サポートー1人、No.4 からNo.7 の指定子ども教室については、教育活動推進員1人、教育活動サポートー2人とする。

●指導者の活動内容

役 職	主な活動
コーディネーター (教室総括責任者)	学校や教育委員会など関係機関との調整、教室間の連絡調整、教室の啓発・広報、各教室の活動検証など
教育活動推進員 (教室主任)	年間・月間計画の作成、教室の実施、子どもの安全管理など
教育活動サポーター (主任補佐)	教育活動推進員の補助

ウ) 実施体制

事業の円滑な運営を図るため、指定子ども教室に放課後子ども教室推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置するものとし、次の事項について協議する。

なお、推進協議会の設置に関して必要な事項については、教育委員会と協議して定める。

- i) 指定子ども教室の事業計画、企画、実施、運営、広報、安全管理及び成果の検証並びに評価
- ii) 児童館、学校及び地域が連携した子育て支援の取組みの推進
- iii) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項

エ) 具体的内容

- i) 予習、復習、補習等の学習活動計画の作成と提供
- ii) スポーツ、文化等の体験活動プログラム開発と提供
- iii) 地域住民や異なる年齢の児童の交流活動プログラム開発と提供
- iv) 子どもが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動プログラム開発と提供
- v) 推進協議会の庶務
- vi) その他、指定子ども教室の事業実施に関して必要な活動

(3) 土曜学習事業

土曜日等を活用し、地域の子どもを対象に、文化・芸術・科学・スポーツ・農業など児童の知的好奇心を刺激する体験学習を提供するためのプログラム作成とその提供を行うためにコーディネーターを配置する。

なお、プログラム内容は、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力のもと実施することを基本とし、教育活動推進員、教育活動サポーター、地域のボランティア等の協力も得て実施する。

具体的な内容は次のとおり。

ア) 対象児童

三股町土曜学習事業実施要綱第6条に規定

イ) 指導者

- ・土曜学習の責任者としてコーディネーターを1人配置する。
- ・土曜学習の運営に際して、学習活動推進員1人、学習サポーターを1人配置する。

ウ) 具体的内容

- i) 土曜日等の教育活動の調整に関すること。
- ii) 学校や学校関係者、地域の団体、経済団体及び企業等との連絡調整に関すること。
- iii) ボランティア等の人材確保、登録及び配置に関すること。
- iv) 土曜学習の活動プログラムの計画に関すること。
- v) 土曜学習の実施に関すること。
- vi) その他、土曜学習の実施に関して必要な活動。

エ) 実施回数等

原則、学習時間は2時間とし、9回程度実施するものとする。

4. 委託業務の実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5. 委託料の算出

当該事業の委託料の積算については、3月2日（月）の説明会で提示するものとする。ただし、町議会の令和8年度当初予算の議決を得られることを条件としている。

6. 委託料の支払及び精算

委託料の支払いについては、教育委員会と協議のうえで決定するものとし、精算時に余剰金が発生した場合は、町に返金する。

7. 募集の手続き

(1) 業務委託者の募集及び選定スケジュール

① 募集要領の配布	令和 8年2月20日（金）～ 2月27日（金）
② 募集説明会の開催	3月 2日（月）
③ 質疑受付	3月 2日（月）～ 3月 3日（火）
④ 質疑に関する回答	3月 4日（水）
⑤ 指定申請書類の提出	3月 5日（木）～ 3月 9日（月）
⑥ 指定申請書類の審査・ヒアリング	3月 12日（木）
⑦ 審査結果の通知	3月 23日（月）【新年度予算議決日以降】
⑧ 業務スケジュール協議	3月 24日（火）

(2) 業務委託者の募集手続き

① 募集要領の配布

2月20日（金）から2月27日（金）に配布する。

ア 配布場所：三股町教育委員会教育課 生涯学習係
(電話52-9311)

イ 配布時間：午前8時30分～午後5時

② 募集説明会の開催

募集要領に関する説明会を下記のとおり開催をする。ただし、参加希望がなかった場合には開催しない。

ア 開催日時：3月2日（月）午前10時から（1時間程度）

イ 開催場所：三股町中央公民館第1研修室

ウ 参加人数：各団体2名まで。

エ 申込先：三股町教育委員会教育課 生涯学習係

(電話52-9311)

オ 申込受付：2月27日（金）まで

8. 応募資格

次の要件を全て満たす団体を対象とする。

- （1）町内で活動する団体であること。ただし、任意の団体は不可とする。
- （2）子育て支援及び青少年の健全育成を目的とし、様々な体験活動や地域との交流等の取り組みを行っていること。なお、その活動の実績が1年以上あり、継続的かつ計画的に行っていること。
- （3）規約及び会員名簿を有し、民主的な運営が行われていること。
- （4）政治活動及び宗教活動を行っていないこと。

9. 質 疑

(1) 質疑書受付

募集要領の内容に関して、以下のとおり質疑を受け付ける。

① 受付期間：3月2日（月）から3月3日（火）

午前8時30分～午後5時

② 受付場所：三股町教育委員会教育課 生涯学習係（電話52-9311）

③ 受付方法：質疑要旨を簡潔にまとめ記入し、受付場所まで持参若しくは事前に連絡のうえ、FAX（52-9724）にて提出すること。（郵送不可）。

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、回答集としてまとめ、応募いただいたすべての団体に3月5日（水）に渡す。なお、回答集は、募集要項の追加または修正とみなす。

10. 応募方法

「三股町子どもの明るい未来創造事業受託申請書（別記様式1号）」に必要な書類を添えて持参提出すること。

なお、申請にかかる費用は、全て応募登録者の負担とする。

(1) 受付締め切り：3月9日（月）

(2) 受付場所：三股町教育委員会教育課 生涯学習係

(3) 提出方法：指定申請書を受付場所まで持参すること。（郵送不可）。

(4) 指定申請書提出時に、説明を求める場合がある。

11. 選 定

(1) 選定方法

指定申請書の審査は、町職員による選定委員会で行い、委託業者を決定する。

なお、必要に応じて、選定委員会によるヒアリングを実施することがある。

(2) 選定基準

選定委員会は、申請内容と教育委員会が示す条件との適合性等を総合的に審査する。

(3) 選定結果の通知

選定結果の通知は、「三股町子どもの明るい未来創造事業受託者採否決定通知書（別記様式2号）」により応募団体へ通知する。

12. 問い合わせ先

三股町教育委員会教育課 生涯学習係

住所 〒889-1902 宮崎県北諸県郡三股町五本松8番地1

電話 0986-52-9311

※様式及び資料のダウンロードについて

この募集要領に関する様式及び関係資料について、データを必要とする方は、必要とする書類を明記し下記のメールに送信すること。

メールアドレス：syogak-k@town.mimata.lg.jp

別記様式1号

年 月 日

三股町教育委員会教育長様

申請者 団体の名称
代表者の氏名 印

三股町子どもの明るい未来創造事業受託申請書

三股町子どもの明るい未来創造事業の業務を受託したいので、下記のとおり申請します。

記

1 団体の概要

名 称			
所 在 地 等	所在地		
	電 話		FAX
	メ ール		
代 表 者	氏 名		
	住 所		
連絡担当者	氏 名		
	住 所		
	電 話		FAX
	メ ール		
設立年月日	年 月 日		
設立目的			
役 員 数	人(うち三股町在住 人)		
主 な 活 動			
	会費(有り 円 ・ 無し)		
活 動 地 域			

3 添付書類

- (1) 団体役員等名簿…1部
- (2) 団体の規約または会則等…1部
- (3) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…1部（※法人登記がある場合のみ）
- (4) 質問票…1部
- (5) 誓約書…1部

(6) その他団体の活動の内容、実績等を確認できる書類…1部（※ある場合のみ）

団体役員名簿

No.	役 職	氏 名	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※内容を満たせば様式が異なっても可とする。書ききれない場合に「別紙のとおり」として別様式を追加しても可とする。

質問票

団体名称

※各質問について、それぞれ回答をご記入ください。

■質問①：団体概要（組織形態など）について教えてください。

■質問②：子育て支援及び青少年の健全育成を目的とした、様々な体験活動や地域との交流等の取り組みを行っていますか。

■質問③：規約等及び役員名簿を有し、民主的な運営が行われていますか。

■質問④：地域における生涯学習活動の実績が1年以上ありますか。

■質問⑤：政治活動及び宗教活動を行っていませんか。

■質問⑥：当該事業を実施できる人材等の配置が可能ですか。

■質問⑦：団体事務所を有し、経理責任者がいますか。

■質問⑧：学校、地域、保護者との連携がとれますか。

■質問⑨：個人情報の管理が図られていますか。

令和 年 月 日

三股町長 木佐貫 辰生 様

団体住所
団体名
代表職・氏名 印

誓約書

当団体は、以下を遵守することを誓約します。

記

1. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
3. 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
4. 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会勢力」という）ではないこと。
5. 役員及び運営に実質的に関与している者が反社会勢力ではないこと。
6. 反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと。
7. 不当な要求行為をしないこと。
8. 業務内容が公序良俗に違反すると認められる行為をしないこと。

別記様式2号

第
年
月
号
日

様

三股町教育委員会教育長

三股町子どもの明るい未来創造事業受託者採否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三股町子どもの明るい未来創造事業に係る受託の採否について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 三股町子どもの明るい未来創造事業の業務を貴団体に委託します。
なお、今後の手続については、別途通知します。
- 次の理由により、三股町子どもの明るい未来創造事業の業務を委託しません。